

答申第271号

平成20年2月19日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成19年1月25日付け大第348号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

諮問第353号

平成19年1月4日付けで異議申立人から提起された、平成18年12月19日付け大第314号で行った行政文書不開示決定（存否応答拒否）に係る異議申立てに対する決定について

第 1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、千葉県情報公開条例（平成 12 年千葉県条例第 65 号。以下「条例」という。）第 11 条の規定により、存否応答拒否により行った不開示決定については、これを取り消すべきである。

第 2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成 18 年 12 月 19 日付け大第 314 号による行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）に係る処分を取り消すとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 警察本部が「重大事故につながる恐れがある」旨発したのが対象文書であるのに、不開示とする行為は「県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ」ていない状態に他ならない。

実施機関の決定は、その存否さえも明らかにしないという隠蔽体質であり、県民に対する背信行為である。

- (2) 警察本部は県民が重大事故に巻き込まれる危険があるとして公式文書を作成しているにも係わらず、これを公にしないということは、事故の危険をひた隠しにする、県民に対する背信行為である。
- (3) 警察本部の危険性の指摘の存否すら公にしない行為は、あたかも危険性の指摘行為自体がなかったかのように装う行為であり、県民を欺く行為である。
- (4) 警察本部から疑念を抱かされている製品に関する情報を公表したとしても「正当な利益を害する」ものとは考えにくい。
- (5) 異議申立人が開示請求している文書は、県警が重大事故につながる恐れがあると指摘している文書であり、人の生命、健康等を保護するため、開示すべきである。
- (6) 実施機関は捜査機関ではない。捜査機関でないにも係わらず、捜査上の支障を主張するのは筋違いである。
- (7) DPF に支障がないと主張するのであれば、警察からの指導要請文書を開示した上で、当該文書に対し反論すべきである。

第 3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 本件異議申立てに係る行政文書開示請求及び本件決定について

異議申立人は、実施機関に対して、平成 18 年 11 月 20 日付けで、「平成 18 年 11 月 7 日付けで、千葉県警察本部交通捜査課から、千葉県環境生活部自動車公害対策室あてに出された指導要請文書（要請内容は〇〇社製 DPF に関するもの）また、要請の基となる不具合一覧表」

の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

これに対し実施機関は、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、開示請求書に特定された法人（以下「対象法人」という。）の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を開示することとなることを理由として、その存否を明らかにしないで本件決定を行った。

また、平成19年9月21日付け追加理由説明書で、本件請求に係る行政文書は、対象法人に対する警察の行政指導要請に係る行政文書であることから、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、対象法人が警察の情報収集活動の対象となっているか否かの事実が明らかとなり、警察の情報収集活動の対象（又は方針、関心事項）等が露呈されることから犯罪の予防、鎮圧、又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を開示することとなることを本件決定の理由として追加した。

2 本件決定を行った理由について

(1) 条例第8条第3号に該当する情報を開示することとなるため、存否を明らかにしないで本件決定を行った理由について

ア 条例第8条第3号イ及び第11条該当性について

対象法人に対する製品の不具合に基づく行政指導に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、製品に不具合が存在していること、及び対象法人に対して製品の不具合に基づく行政指導が検討されていることが認識され、多数のメーカーによる熾烈な販売競争下において、対象法人に対する信用低下を招き、取引関係等において不利な状況に陥るなど対象法人の権利利益を害するおそれがある。

イ 条例第8条第3号ただし書該当性について

DPFの安全性については、現地調査等により確認を行っている。定期的にメンテナンスを実施していればDPFに問題はない。

よって、対象法人の製品に、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる不具合が存在するとの情報は得ておらず、また、不具合に基づく行政指導が行われた事実もない。

(2) 条例第8条第4号に該当する情報を開示することとなるため、存否を明らかにしないで本件決定を行った理由について

ア 本件請求に係る行政文書について

本件請求に係る行政文書は、法人名を特定した上で、対象法人の製品に不具合が存在していることを理由とする行政指導を警察が実施機関に要請したとする行政文書であり、仮に存在するとすれば、一般的に、行政指導要請に当たり対象法人（又は対象法人の製品）に対し警察が行った調査の規模、内容及び分析等の情報のほか、対象法人（又は対象法人の製品）のどのような実態（又は特性）を公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと警察が認め、行政指導要請に至ったかといった警察の情報収集活動の内容等が具体的に記載されることとなる。

イ 条例第8条第4号及び第11条該当性について

対象法人（又は対象法人の製品）に係る警察の情報収集活動の内容等が具体的に記載

された行政文書が、存在しているか否かを答えるだけで、対象法人が警察の情報収集活動の対象となっているか否かの事実が明らかとなり、警察の情報収集活動の対象（又は方針、関心事項）等が露呈されることとなるから、犯罪行為を企図している者等において各種活動を潜在化、巧妙化させるなど防衛措置を講じられ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を開示することとなると認められる。

- 3 本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えることは、公益上特に必要があると認めることはできないと判断したことについて

対象法人の製品のユーザーに調査を行ったところ、問題は見受けられず、よって、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えることは、公益上特に必要があると認めることはできない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のように判断する。

- 1 本件異議申立てについて

本件請求の内容及び本件決定については、前述のとおりである。

これに対し異議申立人は、平成19年1月4日付けで異議申立てを行ったものである。

- 2 開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを明らかにしないで本件決定を行ったことについて

実施機関は、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第8条第3号及び第4号に該当する不開示情報を開示することとなることを理由として、その存否を明らかにしないで本件決定を行ったものであるが、以下、条例第8条第3号及び第4号該当性について検討する。

- (1) 条例第8条第3号イ該当性について

ア 本件請求は、法人名を特定した上で、対象法人の製品に不具合が存在していることを理由とする行政指導を警察が実施機関に要請した行政文書について開示を求めるものである。

一般的に、行政指導の要請の有無が公表されることは、多数の事業者による熾烈な販売競争下において、当該法人の製品が消費者から忌避される結果となるなど、当該法人の正当な利益が損なわれるおそれを否定することはできない。

一方、製品の不具合等、品質・性状に関する情報は、それが公表されることにより、ある事業者の製品の品質・性状と他の事業者の製品のそれとの比較が可能となり、その結果、ある事業者の製品の販売力や収益に不利益が生じることがあるとしても、それはもともと当該製品の品質・性状の格差に由来するものであるから、当該製品を流通に置いている事業者が甘受しなければならないというべきである。

イ ところで対象法人製のDPFの品質・性状について実施機関は、製品ユーザーに対し行った現地調査を含む詳細な調査では、対象法人の製品には不具合はなかったと主張する。

一方、異議申立人が開示を求める行政文書は、対象法人製DPFには不具合が存在し、警

察が実施機関に行政指導を要請したというものである。

このように、対象法人製DPFの品質・性状に関し、実施機関と異議申立人の主張は相反するものであるが、対象法人製DPFに関する実施機関の行った調査については特段不合理な点を認めることはできないことから、異議申立人の主張する不具合の存在は真偽不明といわざるを得ない。

しかし、対象法人製DPFは流通に置かれており、その品質・性状については秘匿すべき理由はないこと、及び、本件は、警察が発した不具合を理由とする行政指導要請文書の開示を求めるといふ請求の趣旨を鑑みれば、不具合の有無が真偽不明であることをもって、異議申立人の主張する対象法人製DPFの品質・性状に関する情報が、開示すべき製品の品質・性状に関する情報に該当しないと認める理由は認められない。

ウ また、開示請求に係る行政文書の存否を答えることで明らかになるのは、対象法人の製品に不具合が存在していることを理由とする行政指導を警察が実施機関に要請したという事実の有無であり、文書の存否を答えるだけでは、具体的な行政指導要請の内容等までは明らかにならないことを踏まえると、仮に文書が存在することにより実施機関が警察から行政指導要請を受けたとしたという事実が明らかになったとしても、対象法人の正当な利益が、真偽は不明ではあるものの、異議申立人の主張する対象法人製DPFの品質・性状に関する情報の内容に比して低下するおそれがあるとまではいえず、不利益の程度は受忍すべきものと考えられる。

エ このことから、対象法人製DPFに不具合が存在していることを理由とする行政指導を警察が実施機関に要請したことの有無を公表したとしても、対象法人の正当な利益を害すると認めることはできない。

(2) 条例第8条第4号該当性について

実施機関は、警察による、対象法人製DPFに不具合が多発していることを理由とする行政指導要請の有無の公表は、対象法人が警察の情報収集活動の対象となっているか否かの事実が明らかとなり、警察の情報収集活動の対象（又は方針、関心事項）等が露呈されることとなるから、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある旨主張するものである。

ところで、条例第8条第4号は、不開示とする情報について、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」（以下「列举項目」という。）を列举した上で、これに続けて「その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定している。

したがって、列举項目は、「公共の安全と秩序の維持」を例示したものであって、「公共の安全と秩序の維持」は、列举項目以外にもこれに類するものを含む趣旨ではあるが、列举項目の性質や相互の関係を全体的にみれば、同号は、適用対象として、刑事司法の関係諸機関の活動が阻害され、警察作用、行刑作用を含む刑事司法の作用の適正かつ円滑な執行に支障が生ずる場合を予定した規定とみるべきである。

この点、行政指導要請の有無を公表することによって、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めた実施機関の判断は合理性を欠くというべきである。

3 結論

以上のとおり、実施機関は、条例第 1 1 条の規定により、存否応答拒否により行った本件決定については、これを取り消すべきである。

4 附言

安全性が最優先されるべき自動車に装着する装置に関する情報に関し、実施機関及び開示請求に係る行政文書を作成した警察本部長双方は、その調査結果を公表する等、積極的な情報公開の推進が望まれる。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
19. 1. 26	諮問書の受理
19. 3. 2	実施機関の理由説明書の受理
19. 9. 21	実施機関の理由説明書（追加）の受理
19. 9. 28	審議 実施機関から不開示理由の聴取
19. 10. 22	審議
19. 10. 24	異議申立人の意見書の受理
19. 11. 22	審議
19. 12. 18	審議
20. 1. 25	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	部会長職務 代理者

(五十音順：平成20年1月25日現在)